

〒\*\*\*-\*\*\*

福岡市中央区〇〇〇〇  
〇〇〇〇 〇〇〇〇様

【送付元】

〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社 送配電カンパニー

電力輸送本部 運用計画グループ

TEL : 092-726-1723

## <<特別高圧の風力発電設備に関する重要なお知らせ>> 風力発電の出力制御に関する今後のお手続きについて

平素は、当社の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、九州では再エネ発電の連系量が増加し、安定供給のための需要と供給のバランス維持を目的として、国の定めた優先給電ルールに基づき、発電設備の出力制御を実施しております。

風力発電設備については、全国標準の出力制御装置の仕様<sup>※1</sup>が決定するまでの間、現地操作による出力制御の実施など暫定的な方法による出力制御の実施をお願いするとともに、仕様決定後は速やかに、出力制御装置（全国標準仕様）の設置、及びその他必要な措置を講じることを条件として、連系を承諾しておりました。

※1 「部分制御考慮 720 時間ルール（JWPA 方式）」にも対応

この度、出力制御装置の技術仕様が標準化されましたので、別紙1「風力発電に関する今後のお手続きの流れ」のとおり、風力発電設備の設置箇所（工事業者さま、風車メーカーさま）にご相談の上、2021年3月末までに切替工事を完了<sup>※2</sup>いただきますようお願いいたします。

なお、お手続きに応じていただけない場合、風力連系に関するご契約が解約となる場合があります。

※2 これら費用（設備更新費用等）は、ご契約者さまのご負担になります。

なお、出力制御装置（全国標準仕様）の設置による出力制御のオンライン化により、風力発電事業者さまは、出力制御に関して、以下のメリットがあります<sup>※3</sup>。

- 出力制御の現地操作が不要となるため、人件費の削減につながるとともに、現地操作の失念を防止。
- 2019年10月の出力制御方法の見直しにより、オフライン制御・オンライン制御共に従来運用より制御回数が低減しているが、特にオンライン制御の低減効果が大きい<sup>※4</sup>。

※3 国の審議会である再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2019年1月）の中間整理（第2次）でも、出力制御量低減の観点から、オンライン化を促していくことをアクションプランとして掲載。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/pdf/20190128001\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/20190128001_01.pdf)

※4 第24回系統ワーキンググループ（資料3 再エネ出力制御の運用見直し効果について）

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/shin\\_energy/keito\\_wg/pdf/024\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/pdf/024_03_00.pdf)

以上

### 【ご注意事項】

- ・今回ご案内の出力制御装置（全国標準仕様）の設置は、改正FIT法（2015年1月26日）以降に系統連系を申し込まれた事業者さま（新ルール、指定ルール事業者さま）については、法律で定められた国のルールに基づくものです。

## よくあるご質問

**Q1** なぜこのタイミングで出力制御機器の切替が必要なのか。

**A1** 出力制御に必要な標準化装置につきましては、国の実証事業で開発が行われていたが、開発前に連系を希望される発電事業者さまは、標準化出力制御装置の仕様が定まった際に速やかに当該仕様を満たす機器に切替えていただくことに同意の上、連系していただいております。

この度、標準化出力制御装置の技術仕様が定まり公開されましたので、切替をお願いします。

**Q2** 必要な工事はどこに確認すればいいのか。

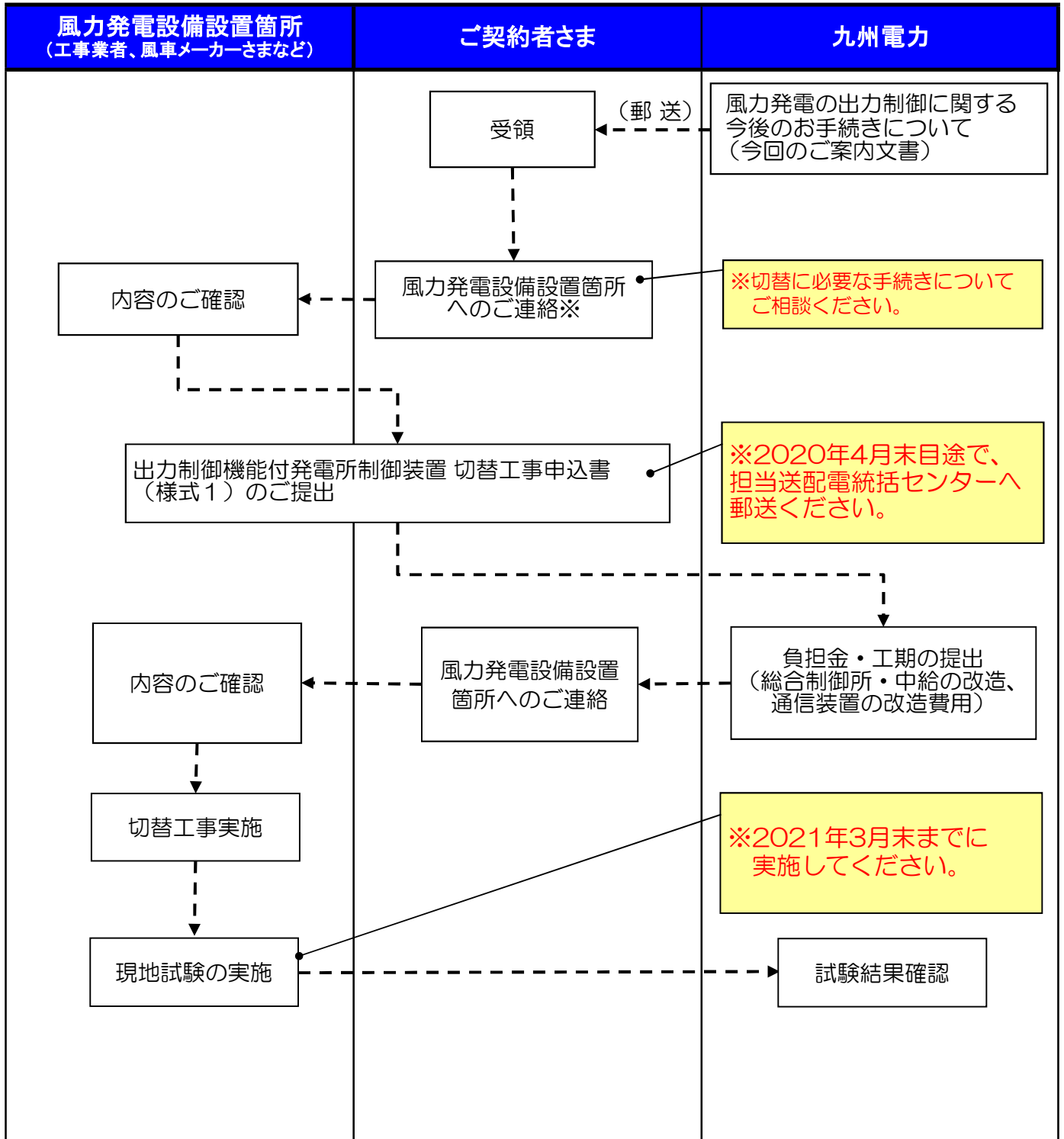
**A2** 切替に必要な手続き（PCSの設定変更、取替など）や費用は、風車メーカー、機種により異なりますので、工事業者や風車メーカーにご確認ください。

**Q3** 今でも出力制御を行っているが、標準化装置を設置しなかった場合はどうなるのか。

**A3** 【新・指定ルール of 風力事業者さま】（2015年1月26日以降に系統連系を申込みの事業者さま）  
改正FIT法（2015年1月26日）以降に系統連系を申し込まれた事業者さまは、標準化装置の設置が義務付けられていますので、期限までの設置をお願いします。

お手続きに応じただけでない場合、風力連系に関するご契約が解約となる場合があります。

風力発電の出力制御に関する今後のお手続きの流れ



2020 年 月 日

## 出力制御機能付発電所制御装置 切替工事申込書

九州電力株式会社 送配電カンパニー 行

貴社から要請のありました全国標準の出力制御装置（出力制御機能付PCS）への切替に関して、工事費の実費を支払うことに同意のうえ、設備工事を申し込みます。

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

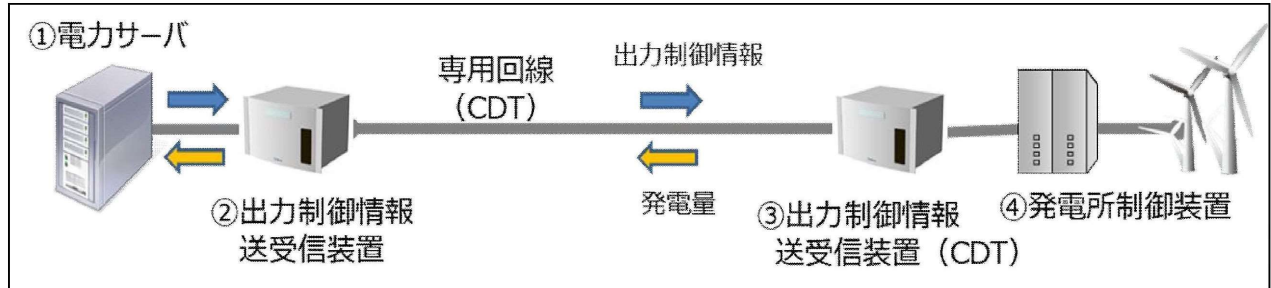
## 記

発電所の名称 (設備認定 ID)		
発電場所		
定格出力		k W
発電所 制御装置	切替希望日	年 月 日
	台数	台
	メーカー・型式	
	定格容量	k V A
	出力制御機能以外 の仕様変更有無	有 ・ 無
連絡先	住所 〒 氏名 電話 FAX e-mail	

## ○全国標準化装置の設置に必要な手続き

### 《 必要となる手続きの例 》

- 出力制御ユニットの追加
- PCSや風車制御装置などのプログラム更新



### ご注意事項！

PCS本体の取替が必要となる場合や風車制御装置などのプログラム更新に伴い、出力制御機能以外の仕様変更（契約容量が増加する等、連系協議関連事項に係る変更のみ）がある場合は、所定の手続き（弊社への系統連系に係る申込みおよび国への設備認定変更申請）が別途必要となります。